

計量器（はかり）定期検査のお知らせ・手数料

埼玉県計量検定所
市 町 村

計量法第19条の規定により、取引・証明に使用するための「はかり」の定期検査を行いますので、所定の日時に受検していただきますようお願いいたします。



定期検査について

<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0801/teikikensa/index.html>

検査対象となる「はかり」

取引・証明に使用する「はかり（分銅・おもりを含む）」が対象となります。

検査の対象となる使用例	検査が不要な使用例
1. 商品の <u>重さを明示</u> するために使用するもの	1. 原材料の配合等に使用するもの
2. 原材料の <u>購入</u> ・製品の <u>販売出荷</u> のために使用するもの	2. 個人が健康管理のために使用する体重計
3. 食材などの <u>購入</u> のために使用するもの	3. 公民館、公衆浴場等に設置された体重計
4. 貨物・荷物の <u>運賃算出</u> 等に使用するもの	4. 郵便物の料金の目安として使用するもの
5. 農産物、水産物の <u>売買</u> ・ <u>出荷</u> のために使用するもの	5. 試しはかり*として使用するもの (*最終的な計量は別のはかりで行う)
6. <u>薬の調剤用</u> に使用するもの	6. 動物病院で治療のために使用するもの
7. 廃棄物処理業者などが、 <u>処理費用の算定</u> に使用するもの	7. 商品を小分けにするためのもので、 重さの明示に使用しないもの
8. 自動詰込機(自動はかり)により詰め込んだ商品の重さを <u>最終確認</u> するために使用するもの	8. 病院等で処置室や手術室等における施術 の管理で使用するもの
9. 観光農園や農産物直売所において <u>料金算定や量目表記</u> のために使用するもの	
10. 医療機関、幼稚園、保育所、学校等において <u>法令で定められた健康診断</u> (体重測定)に使用するもの	

用意するもの

- 1 はかり（分銅・おもりを含む）
- 2 申請書（3枚複写）
- 3 検査手数料(裏面参照)
 - ・集合検査はキャッシュレス決済のみ（詳細は裏面参照）
 - ・使用場所に伺う検査は現金支払いのみ

お問い合わせ先

- ・当日の検査に関すること：埼玉県計量検定所 検査検定担当（TEL 048-652-2171）
- ・事前調査に関すること：事前調査票右下、各市町村の連絡先

参考URL

埼玉県計量検定所ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0801/index.html>



集合検査会場での検査手数料お支払いは【キャッシュレス決済】のみです。

利用可能な決済サービス

VISA、Mastercard®、JCB、American Express、Diners Club …… クレジットカード・デビットカード
 nanaco、WAON、楽天Edy、交通系（Suica、PASMO等） …… 電子マネー
 PayPay、au PAY、楽天ペイ、d払い …… コード決済

現金によるお支払いを希望される場合

集合検査会場にて御持参いただいたはかりを確認し手数料が定まった後、対応する金融機関等の窓口まで御足労いただき、支払いを済ませた後に検査となり、**大変な手間と時間**がかかります。

是非とも、検査会場で簡単に支払いを済ませられるキャッシュレス決済手段のご用意をお願いいたします。

対応する金融機関(抜粋)

埼玉りそな、武蔵野、埼玉信金、みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、川口信用金庫、青木信用金庫、飯能信用金庫、青梅信用金庫、埼玉信用組合、JAバンク等
 ** ゆうちょ銀行と市役所等に設置されている銀行等の派出窓口は対応できません **

計量器定期検査手数料一覧表

機械式（アナログ式）はかり

能力	手数料
100kg以下	600円
250kg以下	1,000円

※分銅・おもりは別に手数料が掛かります。



※分銅

指示はかり(針が重さを示すもの)

 ※分銅付 天びん	 ※おもり付 台手動はかり	 ※分銅付 等比皿はかり	 懸垂手動はかり	 ※おもり付 不等比皿はかり
--	--	---	---	---

手数料
300円



※おもり付

棒はかり

懸垂指示はかり

※ 分銅・おもり付のはかりは、はかりの検査手数料に次の分銅・おもりの検査手数料を加算します

個数	手数料
1個	10円

電気式（デジタル式）はかり

(はかりの使用場所にお伺いして検査を行います。)

能力	手数料
100kg以下	1,500円
250kg以下	1,900円
500kg以下	2,300円

※最小の目量又は、表記された感量がひょう量の1万分の1未満の場合は、手数料が2倍になります。

電気式（デジタル式）はかりは、

電源コンセントや電池を使用し、重さが「デジタル表示」、「数字表示」されます。
肉や魚などを包装してラベルに

重さ（内容量等）が印刷できるものもあります。